

令和4年度栄養教諭5年経験者研修 実施計画

1 目的

栄養教諭としての経験を基に専門的・実践的な研修を行い、食に関する指導のリーダーとしての役割を果たすために必要な指導力と実践力の向上を図る。

2 主催

宮城県教育委員会

3 対象

小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び特別支援学校に在籍し，教職経験5年経過6年目の栄養教諭とする。※過年度未受講者を含む。

【留意事項】

- (1) 県外及び私立の学校の栄養教諭経験年数は当該在職期間に通算する。ただし，学校栄養職員及び学校以外の公的機関（自然の家は除く）での在職期間は除算する。
- (2) 臨時的に任用された期間は，当該在職期間に通算しない。
- (3) 休職の期間が引き続き1年以上の場合，その期間の年数（1年未満の端数があるときは，これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (4) 育児休業の期間が引き続き1年以上の場合，その期間の年数（1年未満の端数があるときは，これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

4 研修概要

(1) 研修日程と内容・会場について

6月10日（金） 会場： 総合教育センター	専門研修1 講義	【栄教新採研・中堅栄教研と合同】 栄養教諭の資質と食に関する指導の推進
7月29日（金） 会場： 総合教育センター	専門研修2 講話 講義 演習	【栄教新採研・中堅栄教研と合同，中堅養教研と一部合同】 特別支援学校における給食指導 栄養教諭・養護教諭連携実践発表 健康課題について
12月2日（金） 会場： 総合教育センター	専門研修3 講義 実践発表	【栄教新採研・中堅栄教研と合同】 これからの栄養教諭の役割 食育推進における取組
事前・事後の eラーニング (詳細は実施要項)	特になし	

(2) 校内研修（関係学校ごとの計画による）

関係学校の実情に応じて工夫し，校長，教頭等の指導及び助言の下，年度当初に研修計画を作成する。その際，あらかじめ各学校の年間計画等に組み入れ，校長は確実に実施できる措置を講ずること。

【留意事項】

1日3時間を目安とし，関係学校及び関係調理場の実情に応じて計画的・弾力的に実施すること。ただし，研修日は2日以上，かつ研修時間は合計6時間以上となるようにすること^{*1}。

※ 1

例1 1日3時間×2日

計 2日(6時間)

回	時間	内容	
1	1時間	研究	「食育推進」の課題に向けて -食に関する学校課題と地域の特色を生かした献立-
	2時間	実践	「食育推進」を教材とした学習指導案の作成
2	1時間	実践	校内公開授業
	1時間	実践	事後検討会
	1時間	研究	研修のまとめ 実践発表会に向けて

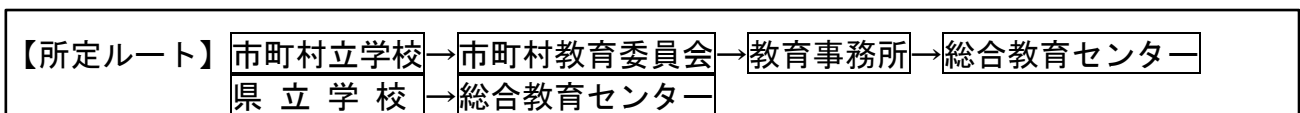
例2 1日1時間×6日

計 6日(6時間)

回	時間	内容	
1	1時間	研究	「食育推進」の課題に向けて ・地域の特色を生かした食に関する指導と教科の連携について検討
2	1時間	実践	「食育推進」の課題に向けて ・具体的な指導場面を想定した指導方法
3	1時間	実践	「食育推進」の課題に向けて ・教材教具の工夫等
4	1時間	実践	校内公開授業
5	1時間	実践	事後検討会
6	1時間	研究	研修のまとめ 実践発表会に向けて

(3) 校内研修実施報告書について

以下により作成し、所定のルートで提出する。なお、下に示した提出期限は総合教育センターに届く日であり、市町村立学校は市町村教育委員会が定める日を確認の上、提出すること。



様式	文書名	原本保管先		提出期限
		市町村立学校	県立学校	
様式1	校内研修実施報告書	総合教育センター	総合教育センター	令和5年2月24日(金)

※ 各市町村教育委員会は、「様式1」について、写しを保管し、原本を教育事務所経由で総合教育センターに提出すること。

※ 上記様式は、総合教育センターホームページからダウンロードできます。

◆総合教育センター <https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/> > 「研修会情報」 > 「様式ダウンロード」 > 「5年経験者研修」 > 「5年経験者研修様式」 > 「栄養教諭」

※ 総合教育センターへの提出は「総合教育センター所長(教職研修班扱い)」とする。



様式ダウンロード

5 校内研修の実践発表について

校内研修の課題解決を図る取り組みを、実践発表として、校外研修（専門研修3）で行う。

- (1) 発表内容は、「食育推進の取組」とし、校内において実践したものとする。
- (2) 実践発表資料の様式は、別紙<実践発表の様式例>にならってA4判1枚（両面印刷可）にまとめる。
- (3) 実践発表資料に事例や写真等を掲載する場合は、プライバシーに十分注意する。
- (4) 実践発表資料は一冊の資料集にまとめるので、左右に20mm程度の余白を取って作成する。
- (5) 実践発表資料は、以下のアドレスにメールで提出する。なお、補助資料等配布予定の場合は、当日必要に応じて持参する。
- (6) 校外研修（専門研修3）での発表は、プレゼンテーションソフト（パワーポイント等）を使用した発表とし、実践発表に使用する機材等は、各自で準備する（PC、タブレット端末等）

宛て先 : 宮城県総合教育センター教職研修班
(栄養教諭研修担当者扱い) 宛て
E-mail : teaching-p@edu-c.pref.miyagi.jp
提出期限 : 令和4年11月18日(金)

6 受講に係る留意事項

- (1) この研修の受講に関する申込手続は、「受講管理システム」から指定された期日までに受講者が確実に行うこと。詳しくは、宮城県教職員研修計画「2 研修会の受講に当たって(2)市町村立小・中・義務教育学校、地方機関における受講申込手続」を参照すること。
- (2) 各研修の実施要項は、研修会開催の約1か月前に総合教育センターホームページに掲載します。各自、研修内容や連絡事項を確認すること。
- (3) 校外研修の欠席について
 - ① やむを得ない理由で欠席する場合、関係学校の教頭等は総合教育センター研修担当指導主事に電話連絡をする。その後、関係市町村教育委員会及び教育事務所経由で総合教育センター所長宛てに「欠席届」（「令和4年度宮城県教職員研修計画」を参照）を提出する。県立学校は、総合教育センター所長宛てに直接提出する。
 - ② 欠席した研修の補充等については、欠席事由や研修内容など一つ一つ異なることから、研修担当指導主事から直接指示を受けるものとする。
- (4) 受講延期について
 - ① 産前産後の特別休暇、育児休業、休職、その他やむを得ない理由で校外研修の一部又は大部分を受講することができないことが判明した場合は、受講の延期について、関係学校と総合教育センターが協議を行うものとする。
 - ② 受講延期する場合、関係学校の校長は、関係市町村教育委員会及び教育事務所経由で総合教育センター所長宛てに「延期願」（「令和4年度宮城県教職員研修計画」を参照）を提出する。県立学校は、総合教育センター所長宛てに直接提出する。
 - ③ 「延期願」は、年度単位での扱いとなるため、原則として年度当初に提出すること。複数年にまたがる場合は毎年4月に提出すること。

(様式1)

※經由欄は県立学校の場合不要

教育事務所經由印欄 教育委員会經由印欄

--	--

養護教諭 ・ 栄養教諭 5年経験者研修 校内研修実施報告書

研修内容の概要
研修成果と今後の課題
養護教諭 ・ 栄養教諭 氏名
総合所見（校長記入欄）
職名 氏名

注 教諭の種別については、不要部分を「 」で見え消ししてください。

養護教諭 ・ 栄養教諭 5年経験者研修の校内研修について上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 名

公印

(例)

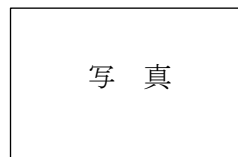
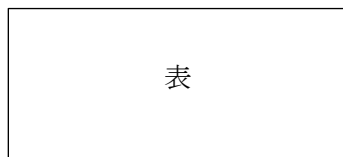
令和4年度栄養教諭新規採用者研修(専門研修3)

実践発表資料

美田園市立美田園小学校
栄養教諭 美田 園子

1 実践の概要

(1) 食に関する指導について



(2) 給食管理について



2 成果と課題

(1) 成果

(2) 課題

3 課題解決に向けて

次年度に向け改善策を検討した場合、
又は検討中の場合は、記入願います。